

川西市建設工事検査実施基準

(目的)

本基準は、川西市建設工事検査要綱（以下「要綱」という）の運用について定めることにより検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の種類) 第2条関係

検査の種類は次に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事全体が完成したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事が完了したとき。

(2) 出来形部分検査は、次の場合に工事の既済部分について行うものとする。

ア 部分払い若しくは部分使用をしようとするとき。（部分使用で確認した出来形部分については、完成検査時に当該部分の確認を省略することが出来る。）

イ 契約が解除されたとき。

(3) 中間技術検査は、工事完了後において出来形の確認が困難な場合又は適正な技術的
施工を確保するために行うものとする。

(4) 臨時検査は、工事施工途中においての施工体制、安全管理及び品質管理等の向上を
図り、もって不良工事の防止などの場合に行うものとする。

(検査実施機関) 第3条関係

工事所管部が実施する検査は、次の各号のいずれかに該当する建設工事の請負契約に係
る検査とする。ただし、市長が特に必要と認める建設工事については工事検査担当が実施
するものとする。

(1) 当初契約額が、1000万円未満の建設工事

(2) 当初契約額が、1000万円以上の建設工事の出来形部分検査に係る次のもの
・部分払いをしようとするとき。

(3) 工事検査室が実施する検査のうち室長が、対象工事の集中その他の理由により期限
までに検査が困難と認め、当該工事の所管部長と協議を行い工事所管部で行う事とし
たもの。

2 前項による工事所管部で実施する検査のうち、工事検査室長が検査の状況等について
必要と認めるものについては、工事所管部長に対し報告を求めることが出来る。なお、

報告の書式については、工事検査要綱の各様式を準用するものとする。

(関係書類の送付) 第4条関係

関係書類を送付する場合は、別紙1の「工事施行(変更)通知書」に必要事項を記載し併せ送付するものとする。また、契約内容が変更された場合も同様とする。

(検査請求及び通知) 第5条関係

(検査員の任命) 第6条関係

(検査の実施) 第7条関係

室長は、検査請求を受けたときは速やかに検査員を指名し検査を実施させるものとする。

なお、工事所管部が実施する検査については、請求及び通知は口頭で行うことが出来る。

- (1) 完成検査及び出来形部分検査は、請求後10日以内に実施するものとする。
- (2) 中間技術検査及び手直し検査は、請求後3日以内に実施するものとする。
- (3) 臨時検査は、検査しようとする時点の3日前に所管課長に通知書により通知を行うものとする。
- (4) 室長が監督員及び請負人等の立会いが必要ないと認める場合とは、写真等による机上検査の場合とする。
- (5) 市長が別に定める検査技術基準とは、川西市建設工事検査技術基準とする。

(検査員の職務) 第8条関係

検査の経過を明らかにすべき検査台帳の様式は、別紙2とする。但し、この様式に代わり検査の経過を明らかにすべき他の様式等がある場合は、この限りでない。

(手直し工事) 第13条関係

検査の結果手直しを要する場合は次の区分に従って措置を行うものとする。

- (1) 出来形、品質の不良または不足、施工の間違い等により除却、改造、補強、再施工等工事目的物の機能を発揮させるに重大な手直しを要する場合は指示書を発し、手直し検査を実施する。
- (2) 出来形、品質の不良または不足、施工の間違い等で許容値を超えるものにあっても小範囲、少数のもので工事目的物の機能を発揮させるに重大なる支障とならないものは、指示書を発し、監督員による手直し検査の報告とすることができる。
- (3) 工事目的物の構造、機能に支障とならず現状のままで給付の完了の確認等が可能な

もので、機能性、耐久性の向上や美観の確保等を要求する軽微な場合は、口頭指示を
発し、監督員による手直し検査の口答報告とすることができる。

(検査の中止等) 第14条関係

検査員による室長への検査中止の報告及び工事所管課長への検査中止通知の様式は、別
紙3とする。